名称　石巻港西防波堤灯台
位置
所在地　宮城県石巻港（西防波堤外端）
北緯　三八―二四―二六
東経　一四一―一八―四五
変更した事項
位置
所在地　宮城県石巻港（西防波堤外端）
北緯　三八―二四―二六
東経　一四一―一八―四六
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
記事
補正

名称　安芸津港東浜第二防波堤灯台
位置
所在地　広島県東広島市（安芸津港東浜第二防波堤外端）
北緯　三四―一八―五四
東経　一三二―四九―三三
変更した事項
位置
所在地　広島県東広島市（安芸津港東浜第二防波堤外端）
北緯　三四―一八―五二
東経　一三二―四九―三二
記事
補正

名称　大竹港小方一文字防波堤南灯台
位置
所在地　広島県大竹港（小方一文字防波堤南端）
北緯　三四―一四―〇一
東経　一三二―一三―四八
変更した事項
位置
所在地　広島県大竹港（小方一文字防波堤南端）
北緯　三四―一三―五八
東経　一三二―一三―四八
記事
補正

名称　牛島港牛島一号防波堤灯台
位置
所在地　山口県光市（牛島港牛島一号防波堤外端）
北緯　三三―五一―三八
東経　一三二―〇〇―二七
変更した事項
位置
所在地　山口県光市（牛島港牛島一号防波堤外端）
北緯　三三―五一―三六
東経　一三二―〇〇―二七
記事
補正

○環境省告示第七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十三日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　杉田建材株式会社
ロ　住所　千葉県市原市万田野二十六番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役　杉田　一夫
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
千葉県市原市万田野字中将塚四百八十一番二、四百八十一番四及び四百八十二番、字大篦四百七十九番三並びに字谷留義四百八十三番十一、四百八十三番十三及び四百八十三番十八
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの
(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十五年六月二十六日
六　縦覧場所
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、千葉県環境生活部廃棄物指導課並びに市原市環境部環境管理課

国会事項

国立国会図書館

辞令

石崎　孟　植村　八潮　遠藤　薫
相賀　昌宏　角川　歴彦　齊藤　正明
白石興二郎　永江　朗　中山　信弘
野原佐和子　濵野　保樹　福井　健策
藤本由香里　古屋　文明　山本　隆司
湯浅　俊彦

納本制度審議会委員を委嘱する（各通）
片寄　聰　佐々木隆一　三瓶　徹

納本制度審議会専門委員を委嘱する（各通）（以上七月一日）

人事異動

内閣府

中野目　徹

願に依り内閣府独立行政法人評価委員会委員を免ずる（六月二十六日）
石川　恵子　上野　俊彦　大隈　暁子
瀧澤美奈子　田辺　国昭　長岡　美奈
保坂　裕興　升田　純　唯根　妙子

内閣府独立行政法人評価委員会委員に任命する（各通）（六月二十七日）
野澤　和弘

障害者政策委員会委員に任命する（七月二十二日）

財務省

上野　善晴

（岩手県副知事）
財務事務官に任命する
理財局次長を命ずる
（理財局長兼理財局次長事務取扱）財務事務官
林　信光
理財局次長事務取扱兼務を免ずる（以上七月十八日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小野寺真也
最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する